

施設外就労の適切な実施について

就労継続支援A型事業所における施設外就労について、監査等で確認したところ基準を満たさない事業所がありました。

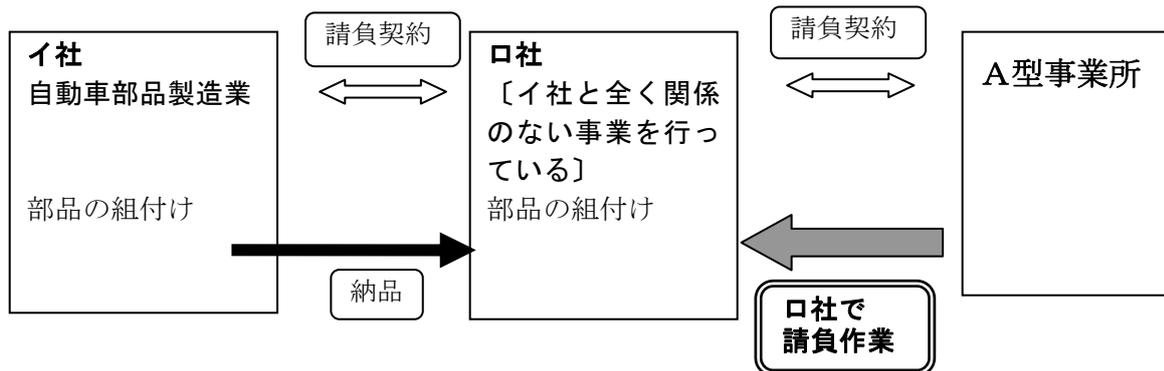
施設外就労（企業内就労）は、一般就労への移行や工賃（賃金）の引き上げを図ることを想定しており、事業所外で作業を行ったり、個別支援計画等の書類が揃っていても、実態として上記趣旨を満たさない場合、施設外就労とは判断されません。

については、下記事項を確認のうえ、適切に事業を実施してください。

記

- 施設外就労の1ユニットの利用者については、原則として固定しているものであり、日によりユニットの利用者が大幅に変わることは想定されない。
- 施設外就労先で請負う作業が、施設外就労先の企業が行っている業務とは全く関係のない内容であるのは適切でない。（ただし、就労継続支援A型事業所が行う事業として清掃作業があり、利用者のスキルアップや工賃向上のため、施設外就労先の企業が所有する建物の清掃業務を請け負うことは想定される。）

（認められない例）



本来、A型事業所が直接「イ社」と請負契約を行い、「イ社」で施設外就労を行う、もしくは、A型事業所で通常の作業として行うものであり、「ロ社」で行う必要性がないと判断される。

- 施設外就労により就労している利用者については、月の利用日数のうち最低2日は、A型事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行い、施設外就労が利用者のスキルアップにつながっているか等を確認すること。
- 訓練目標に対する達成度の評価等を行った結果、必要と認められる場合には、施設外就労の目標その他個別支援計画の内容の見直しを行うこと。長期的に見直しが行われない場合は、正当な理由がない限り、不適切と判断する。
- 施設外就労の詳細は、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日障発第0402001号）の「6 就労系事業（就労移行支援事業、就労継続支援事業）における施設外就労（企業内就労）に対する支援策について」に示されており、当該内容を踏まえて行うこと。